

I T E R N B I
イオン源・ビームの解析に係る労働者派遣契約
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
I T E R プロジェクト部
N B 加熱開発グループ[°]

1. 件名

I T E R N B I イオン源・ビームの解析に係る労働者派遣契約

2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「Q S T」という。）那珂フュージョン科学技術研究所 I T E R プロジェクト部において実施している I T E R 調達活動における中性粒子入射装置（N B I）の 1 M e V 加速器開発に関わるイオン源、及びビームの解析プログラム作成、解析作業及びこれらに付随する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

1 M e V ビームは、イオン源でイオンを生成し、そのイオンを加速器で加速してビームにすることで生成される。このビーム開発にあたり、2 次元・3 次元でイオン源内プラズマやビームを解析する解析モデルを構築して解析を行い、試験結果と照合して、次の実験に向けた検討を行う。

本件では、既存の解析コードを用いて解析を行うと共に、必要に応じて改良し、また Q S T の指示に従って新規プログラムを作成する。またこれらのプログラムを実行し、試験データとの照合を行うものである。

本件で使用するプログラム環境は、Matlab(MathWorks 製)、C 言語、フォートラン、Java、Visual Basic for Applications (VBA) である。また、実験のデータ収集系がシステムエンジニアリングソフト Labview(NI 社製)で組まれているため、実験データ解析作業では Labview 上でのプログラム作成・実行も必要となる。3 次元ビーム解析、及び3 次元イオン源内粒子解析では市販の3 次元解析ソフトウェア CST Studio Suite (ダッソー社製) を使用する。

以下に具体的な業務を示す。

(1) 2 次元・3 次元ビーム解析作業

Q S T が有する 2 次元ビーム解析コード、及び 3 次元ビーム解析コードを用いて、以下の作業を行うこと。

- ① 解析モデル作成作業
- ② 解析作業
- ③ 解析結果まとめ作業

(2) 3 次元イオン源内プラズマ解析作業

Q S T が有する 3 次元イオン源内粒子解析コード、及びガス分布解析コードを用いて、以下の作業を行うこと。

- ① 解析モデル作成作業
- ② 解析作業
- ③ 解析結果まとめ作業

(3) 実験データの解析作業

解析結果を実験結果と照合するために、Q S Tと十分打合せの上、実験結果のまとめ作業を行うものである。

- ① 実験データの解析作業
- ② 実験データの整理作業

(4) 試験体の整備作業

上記（1）（2）（3）の作業に関し、実際の試験体（イオン源、加速器、及び計測器）を確認するため、試験体の整備作業（組立・解体・据付作業等）に従事すること。

- ① 試験体の整備作業
- ② 試験体の整備作業に関わる図書作成作業

(5) その他

- ① 上記（1）～（4）に関連する業務で必要となる外注用仕様書作成、及び契約の作業管理
- ② 上記（1）～（4）に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの
- ③ 試験装置の不具合発生時、復旧に向けた作業に従事すること
- ④ NB 加熱機器及び関連する調達機器の設計検討作業

4. 派遣期間、業務日及び業務時間、人員

(1) 派遣期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 業務日及び業務時間

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）、その他、Q S Tが指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

9：00～17：30（休憩時間12：00～13：00）

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

(3) 人員 1名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、Q S Tと協議の上、必要な処置を講じること。）

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

Q S T 那珂フュージョン科学技術研究所

I T E R プロジェクト部 N B 加熱開発グループ

住所：茨城県那珂市向山 801 番地 1

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

T E L : 029-210-2831

7. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所 I T E R プロジェクト部 N B 加熱開発グループ

8. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所 I T E R プロジェクト部 N B 加熱開発グループ プリーダー

9. 必要な要件

- (1) Matlab、C 言語、フォートラン、Java、VBA によるプログラミング作成の実務実績を 1 年以上有すること。
- (2) Labview によるプログラム作成の経験を有すること。
- (3) 3 次元解析コード CST Studio Suite (ダッソー社製) を用いた解析モデル作成及び実行の経験を有すること。
- (4) 業務を遂行する上で必要となる事務系パソコンソフト (MS-W o r d 、 MS-E x c e l) を用いて文書を作成する事が可能なこと。
- (5) 業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能であること (日本語を母語とするか、日本語能力検定 N1 に合格していること)。

10. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別：

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない。」

11. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、Q S T が負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

12. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち (1) ~ (5) については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」(人事担当課) へ各 1 部、(6) については契約担当課へ速やかに提出すること。

(1) 派遣元の時間外休日勤務協定書 (写) (契約後)

(2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号 (契約後及び変更の都度速やかに)

(3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書 (契約後及び変更の都度速やかに)

- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 仕様書「9. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) その他契約上必要となる書類

※上記（1）の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記（3）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記（4）における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

1 3. 検査条件

毎月履行完了後、Q S T職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

1 4. 派遣先責任者

那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

1 5. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、Q S Tが実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (3) Q S Tの業務の都合により本仕様書に定める就業場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。

- (4) 派遣元は、Q S Tが量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていること、また、国際協力で進められるI T E R計画の我が国の実施機関に指定されていることを認識し、Q S Tの規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (5) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちにQ S Tに連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかをQ S Tと協議し、その指示に従うこと。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、Q S Tの情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
- ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、Q S T外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

1 6. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 7. 協議

本仕様書に記載の事項又は記載の無い事項について疑義が生じた場合は、別途協議の上、対応を決定する。

以上